

ドミニカ共和国政府による
新型コロナウイルス対策措置の実施期間延長について

令和2年6月2日

在ドミニカ共和国日本国大使館

6月1日、ドミニカ共和国政府は、大統領令にて現在の夜間外出禁止令の期間延長を発表しました。実施期間は、6月13日まで延長されます。なお、外出禁止時間に変更はなく、月曜日から土曜日までは午後7時から翌日午前5時まで、日曜日は午後5時から翌日午前5時までとなります。

今後、外出禁止時間や実施期間が変更される可能性がありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

なお、今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://presidencia.gob.do/noticias/presidente-danilo-medina-extiende-toque-de-queda-hasta-el-13-de-junio-exhorta-mantener>

○<https://twitter.com/PresidenciaRD/status/1267611080475521024>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp